

役員報酬規程

社会福祉法人 つながり

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人つながり（以下「法人」という。）の理事長・理事・監事・評議員・評議員選任解任委員等（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

第2条（報酬）

1. 法人の役員等に対して以下の報酬を支給する。
2. 理事長が理事会・評議員会等の法人業務に従事した場合の報酬は次の通りとする。
1回 2,000円
3. 業務執行理事が法人業務に従事した場合についての報酬は次の通りとする。
1ヶ月64,000円
4. 理事会、評議員会および監査等への出席についての報酬は次の通りとする。
理事・監事・評議員・評議員選任解任委員 1回2,000円
監事監査 1回2,000円

第3条（支給日）

役員等の報酬は、毎年末締め翌年1月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

ただし、業務執行理事の報酬の支給方法及び支給日は職員の給与の支払い方法及び支払日に準ずる。

第4条（費用支払）

1. 役員等が、理事会、評議員会、監査またはその他の会議等に参加した場合は職員の賃金規程における通勤費に準じて交通費の実費を支払う。
2. 役員等が、法人の業務のために出張（宿泊をとまなう1日を単位とした出張）したときは、その都度費用を支払う。費用支払額は、役員等の居住地から計算し、職員の出張旅費規程に準じて交通費の実費額とする。
3. その他、業務の内容、交通費の実費等を勘案してその都度、理事長が定める。

第5条（慶弔にかかる休暇および見舞金）

慶弔にかかる見舞金の支給に関しては職員の慶弔規程に準じて支給する。

附 則

この規程は平成29年1月1日から施行する。